

『塙囊鈔』における知

—— 答えの逸脱と説話運用に見る政道論をめぐって ——

小助川 元 太

はじめに

『塙囊鈔』全七巻は従来から中世の百科事典として、主に中世文学や国語学の分野で利用されてきたが、『塙囊鈔』そのものに言及した論文はあまり見られない。まして、編者行善がなぜこのような膨大な書物を為すに至ったかということについて論じられたことはほとんどない。『塙囊鈔』を評して、「こうした広範雑多な知識に通じていることが、この時代の知識層の教養のあり方⁽¹⁾であったといわれるが、そうであれば、この雑多な知識の集積がいかなる意図に基づいて編纂されたのかを明らかにすることは、室町時代における知の問題を考えるうえで重要であろう。

稿者は以前、『塙囊鈔』を編者行善の教育的姿勢の強く反映した童蒙書⁽²⁾の一種と見る視点を提示した。本稿では前稿の続編として、『塙囊鈔』の特徴である問答形式に注目し、答えの逸脱部分に見られる編者の関心の方向を中心に、『塙囊鈔』における知

のあり方とはいったい何であったのかを考察する。

『塙囊鈔』は「五節句ト云ハ何々。并其由来如何」「端午トハ何ソ」「五月生ル、子ニ親不利也ト云ハ實歟」などの問いに対して、和漢の書や仏典、説話を挙げながら考証し回答するという形態をとっているが、このように問答形式によつて読者を啓蒙する形態は、『塙囊鈔』が影響を受けたと思われる『塵袋』や『東山往来』などにすでに見られるものである。ところが、『塙囊鈔』の問答にはそれら先行の作品には見られない特徴がある。答えの内容が問われていることとは別の方向に逸脱していく事例が散見するのである。

足モ無クテ大ナル太刀ヲ野太刀ト云ハ鷹野ナトニ持太刀歟。

(1) 野太刀書事不見及。三玉名義鈔并順和名短刀又野劔書
テノダチトヨム。野ニ持義ニアラス。野ノ字ニ目云ハ論語

云、先進^{ツハ}ニ礼楽^ニ野人也、後進^ニ礼楽^ニ君子也ト。貴キヲハ君子トシ、賤^ニヲハ野人トス。又野僧ト云ハ卑キヲ云。無^ニ容儀^ナナル事歟。尔ルニ太刀ハ身ニ佩物ナレハ、足以下ノ贅束アルヘキニ、釋^ニ縛^ナトモ無クテ異躰ナレハ、卑劣ノ義ヲ以テ野劍ト云歟。但シ先短刀ト書ク。太刀略スル也。殊短ノ字アリ。豈大太刀ナランヤ。傳^ニ是ヲ思フニ今ノ打刀ナルヘキ歟。和名等其外古キ物ニ打刀ト云名ナシ。近比云出セルニヤ。結局是ヲ内刀ト書ク。内ニテ指ニ刀ノ大ナルヘキ歟。推テ是ヲ云ハ、建武ノ比ヨリ大太刀多成ト云フ。サレハ太平記ニ元弘元年ニ山徒都ヘ寄タリシニ、丹波國人佐治孫三郎力太刀ヲハ、其比曾テナガ、リシ、五尺三寸ノ太刀ト書リ。知ヌ、建武ヨリ多ク成ト云事ヲ。當時ハ天下一向大太刀也。是ニ引レテ古ヘノ短刀ヲ長ク成シテ。野太刀ト云故ニ昔ノ短刀ヲハ今打刀ト名クル歟。

(2) 角大太刀ノミ多キ事、ヨモ人ノカノ悉ク昔ニ勝ル事ハ侍ラシ。只人毎花ヲ為本故歟。若花ヲ先トシテ是ヲ好マハ、文集云、花ヲ重スル事、直^ニ牡丹芳ニアリト。以テ知ヌ。自余ノ事ニ實ヲ重スト云事ヲ。太刀ハ是生涯ノ所用、一命ノ守禦也。花ヲ先トシテ身不叶具足所持セン事、豈虚ナラサランヤ。夫武ノ道ハ虚實ヲ以テ勝負ヲ定ム。サレハ兵書云、兵形象^ニ水^ニ、々行^ニ避^レ高^ニ而就^レ下^ニ。兵之形避^レ實^ニ而擊^レ虚^ニト。(3) 云ヨリ是一向推量也。普人問給ヘ。問タランニ、若覺悟無^ニ面目^ナカラント思フ事、故実ニ似タル共アルマシキ事ナ

ン。若又人問レン時モ、不知云ハンヲカタクナニ思テ當ラ又返事アルヘカラス。孔子既子路、不知^レ不知^レ是知ナリト教給ヘリ。

(4) サレハ或時、院ニテ信西入道、敦親ユ、シキ博士カナ。物ヲ問ハ不知々々ト云ト申サレケレハ、信頼卿不知云ンハ、何ノイミシキカラントノ給ヒケレハ、身ニ才智アル者ハ不知云事ヲ不^レ耻也。実ニ才無者ノヨロツノ事ヲ知顔ニスル也。都テ学問ヲスレハトテ皆ノ事ヲ知明ムル事ト思ヘルハ愚人^ニ慮^ニ短才態也。大小事ヲ辨^ニマテスルヲ学問ノ極メト云也。其ヲ知りヌレハ難議ヲ問レテ不知ト云ヲ耻トセヌ也トソ申サレケル。(後略)

(卷一—66条)

問いは「野太刀」についてだが、(1)の傍線aに見られるように、行書は自らの答えに確信を持ってないようである。先行資料を引きながらの嚴密な考証の末、昔の「短刀」を長くしたもののが「野太刀」であろうという結論を出す。(2)ではその考証過程で触れた大太刀が話題となる。そこに述べられるのは、傍線bの華美なことを重視して非実用的な太刀を持つ人々に対する批判である。注意したいのはここで引用される「文集云」以下の傍線cである。これは白楽天「新樂府」五十首の中の「牡丹芳」の一句であるが、詩の中では前の句「人心重華不重實」と合わせてはじめて「人の心は華美を重んじて質実を重んじなくなつた。そして、その華美を重んずる風潮がそのまま牡丹の芳しいのを愛することになつて現れた」という意味となる。つまり、この引用の仕方

は諷諭詩「牡丹芳」の内容を踏まえたうえでの引用であることを表している。行誉の批判は当時の多くの武士に向けられたものであろう。ちなみに、傍線dに「太刀ハ是生涯ノ所用」という、僧侶である行誉には似つかわしくない記述が見られ、その後「兵書云」として『孫子』『虚実』の一部が引用される。これは『壺囊鈔』素問(巻一〜四)が武家の子弟のために書かれたことを表す証拠ではなからうか。

さて、(3)では一転して、(1)で述べた答えが「推量」であることから、他の人に尋ねることを勧める。そして、それを、人に問うことを恥じず、また、知らないことは知らないと言える姿勢が学問には大切だという教訓に結びつける。(4)はその例証であるが、これは『続古事談』第十六話によるもので、知らないことを「不知」と言える教親を信西が褒めるという説話である。(3)(4)は一見満足な回答を出せない行誉が自分を正当化しているようにも読めるところだが、これが学問への姿勢を説く教訓となっている点に注目したい。

以上のように、(2)(3)(4)は問いに対する答えではなく、問答の内容にことよせて世相批判や教訓を挿入した余談のようなものであることがわかるが、このような答えの逸脱にこそ辞書的な回答には見られない編者の関心を見ることができるのである。

ところで、世相批判を主意とした逸脱は、他にも見られる。

當時俗人ノ着_シ法衣_ヲ出家ノ現_ル俗形_ヲ有_ル其義如何。

(1) 更ニ不得心_ニ其意_ヲ尤_モ不可然_ト事歟。

(2) 但先ツ俗人ノ着_ル法衣_ヲ在世ノ婆羅門酒_ニ醉_テ僧ノ真似_ヲシタリシ功德_ニ依_テ佛ヲ見奉_ル事ヲ得_テ蓮華色女_カ戯_レ二尼ノ袈裟ヲ掛_タリシ縁_ニ依_テ佛法ヲ聞_ル事得_ト云ヘハ、若逆縁トヤ成侍ランナレ共、猶佛法ヲ軽クシ法衣ヲ垢_クス罪深カ_ルヘシ。何況ヤ出家ノ俗形ヲヤ。

(3) 孝經ニ賤キカ_レ貴服_ヲ謂_フ之僧上_ニ。僧_々々々々為_ル不忠_ト。貴カ_レ賤服_ヲ謂_フ之偪下_ニ。偪_々々々々々為_ル失位_ニ云ヘリ。俗ノ上_ニ猶非_ル其位_ニ服誠_ム。況ヤ一度成_ル佛弟子_ト、者假_ニ毛着_ル俗衣_ヲ事内外ノ道理_ニ背ク上_ハ冥ノ照覧_尤可_レ畏_ル、可_レ謹_ム。

(4) 其上近比清水寺等、所々ノ制札_ニ俗人之僧形出家之俗形ト侍レハ、世以テ誠ル事如此。大キニ不可然事也。夫政道ノ習ヒ。制法ヲ定ル事ヲ猶耻治マル。世ニハ自ら犯ス者無キカ故ニ。サレハ樂府紫毫筆ノ段ニハ、以テ輕シク勿_レ書_ル制詞_トト云リ。既ニ知又、書_ル制詞_ヲ事ヲ猶痛_ク。況ヤ背_カ制法_ヲヤ。何ニ矧_ヤ。僧徒トシテ俗形ヲ現シテ内外法ヲ違背センヤ。殊末世比丘ハ衣鉢ヲ以テ繼業ヲ分テリ。若假_ニ毛衣服ヲ乱ルヘクハ、豈圓珠ニ文質同キヤ虎豹_ノ之鞞_ハ猶_ハ犬羊_ノ之鞞_ニ云ルニ異ランヤ。犬羊ハ卑キ獸モノ、虎豹ハ貴キ獸也。於_レ皮_ニ別_ニ其品_ニ事_ヲ、因_ニ毛文_ニ也。若其毛ヲ失テ同クツクリカワトセハ、何ヲ以テ尊卑ヲ別ント云カ如シ。

(5) 又人二随フ儀ト云ハ、其猶愚也。秦天泰中吟ハ天下令様ヲ誦ル詞ニ、但欲愚者悦不_レ思_レ賢者 咄_一云リ。サレハ智者敵トハ成共、愚者ヲ友トセサレト云也。争テカ愚人人心二伴ヒテ、賢者慮_レヲ耻サランヤ。加_一之ス人目ニ立行跡ハ、在家出家可有斟酌事也。漢土ニハ乱常科トテ德至ラヌ者異相ヲ現スルヲ、被_レ罪科_一也。人ヲ不_レ憚_レ我力心任ニ振舞_レ習ヒ、亡親毛角アリキ、先師毛兎ヲハシキナント普ラン。又例証ヲ引テ我力不義ヲ犯スノミナラス、無キ人屍ヲ垢事不孝至リ。尤歎クニ餘リアリ。

(6) 貞觀政要ニ魏徵力太宗ヲ諫ル詞ニ、齊威王問_ニ淳于髡_一、寡人所_レ好_レ與_ニ古帝王_一同否。髡曰、古聖王所_レ好_レ有_レ四。今王所_レ好_レ唯_ニ其三_一。古_レ好_レ色、王亦好_レ之。古_レ好_レ馬、王亦好_レ之。古_レ好_レ味、王亦好_レ之。唯_ニ一事_一不同。古_レ好_レ賢、王獨不_レ好。齊王曰、無_レ賢可_レ好也。髡曰、古_レ之美色ニハ有_ニ西施毛嫵_一、奇味ニハ即龍肝豹胎、善馬ニハ有_ニ飛兔綠耳_一。此等今既ニ無_レ之王之厨膳後宮外廐ニハ今備具。好_レ賢ヲ今以テ可有_ニ其人_一云ニ非スヤ。(巻二、17条)

ここでは、「當時俗人ノ着_ニ法衣_一出家ノ現_ニ俗形_一有其義如何。」という問いに対して、「更ニ不心得_ニ其意_一」と答えたあと、(2)では、『宝物集』には好ましい例として挙げられる波線部の説話を、傍線aのように罪深い例として挙げ、俗人の法師姿を批判する。続く(3)では『孝経』の説を挙げながら、僧が俗形を現すことに対して痛烈な批判を浴びせる。(4)に「所々ノ制札」とあ

るが、『墮囊鈔』が制作された文安年間よりも少し前の正長元年や嘉吉元年には、「俗人の法師なりの事」以下三條の禁制を載せた「制札」が立てられていたこと(8)から伺えるように、これらは当時現実に社会問題となっていたようである。ところで、この批判の中で注目されるのは、(4)の傍線部に見られる、「政道ノ習ヒ」として、治まっている世には罪を犯すべきでないのだから、制法を定めなければならぬ事態は恥すべきことなのだという説である。ここでは制法に遵わぬ者への批判を強調するために書かれたようだが、敢えてその説を世相批判の前提として据えたことには何らかの意図があるように思われる。それを裏付けるのが、この説を補強するために挙げられた傍線d「楽府紫毫筆ノ段」の「以テ輕シク勿書制詞」という句である。実際の白楽天の「紫毫筆」では、ここは「慎勿空將録制詞」(いい加減に天子のお言葉を記録したりすることのないように慎んでもらいたい)となっており、詩の内容も自注に「誠失職也」とあるように、起居郎・侍御史など直言を職務とするものの怠慢をいましめたものであった。前章で挙げた「牡丹芳」の引用態度から見ても、行誓は「新楽府」を読んでいるはずであり、この引用の仕方はいかにも不自然である。ここは行誓の記憶違いによるものかもしれないが、意図的に誤った引用をした可能性もある。いずれにせよ、世相批判と同時に為政者のあるべき姿をも強調しておきたいという意図があったのではなからうか。さらに、この姿勢は次の(5)(6)にも底通する。(5)で、やはり白楽天の諷諭詩「秦中吟」を引

きながら、愚者には随うなという教訓を述べた後に、(6)では古の帝王が賢を好んだという話を載せる『貞観政要』を引用する。『貞観政要』は帝王経世の書であつた。(11)つまり、世相批判から始まつたこの逸脱には、政に携わる者への教訓が見え隠れするのである。

三

次に、勸学が逸脱の中心となる典型的な例を見てみる。

當時起請ト云事ハ昔モアリケル歟。

(1) 此事イカ、答ヘ申サン。古ヘモ其趣キハ見ヘタリ。

(中略)

(7) 當時普ク指南トスルハ、御式條ノ起請也。是ハ後堀河院御宇貞永元年七月鎌倉將軍藤原頼経撰撰政道家公三男時十一歳也。後見前武蔵守平泰時許シテ奉行評定衆姦曲無ラン事ヲ誓ハシム。齊藤兵衛入道淨圓草也。誠ニ政ヲ行道。正直為レ先。

(8) サレハ法意者為レ代為レ國、正判為レ公為レ民ト云リ。弘法御詞ニモ以レ正理之業、治レ訴訟之病、挑レ憲法之灯、照レ愁歎之闇ト書給ヘリ。聖徳太子憲法云ニ執事群卿宜レ明ニ賞罰、又云任官者同シク知レ職掌。ツカサトルコトトハ理非ヲ明メン事ナルヘシ。理非ヲ決断セン事、知無テハ不可レ叶。決断徳

智ニアレハ、智無シテ理非ヲ弁ヘン事、弓無鳥射、網無魚ヲ取ランカ如ナルヘシ。

(9) サレハ善政聞ヘアル 延喜 天曆 寛弘 延久ノ御門皆宏才博覽マテ諸道ヲ知セ給シ故、御政明カニ、民ノ恨モナカリシ也。但シ寛平ノ御誠メニ、帝王ノ御学問群書治要ナンマテ足ヌヘシ。雜文ニ付テ政事妨ケナトアルヤラン。群書治要マテ定メ給。豈弘学ニアラサラスヤ。此書太宗時魏徵所レ有ニ經史諸子マテノ名文ヲ載タル也。數已五十卷也。本経云史御学文上此書ヲ御覽セン事頗以広学ナルヘシ。

(10) 角テソ政道行レン。賞罰正シカラサル時怨ムル者多シト云。是ヲ以テ史記云、賞空獲則勞臣怨ム。罰妄ニ加ル則直士恨ムト云リ。学問ヲ先トスルモ政道為ナルヘシ。

(11) サレハ信西入道出家ノ比、院ニテ宇治左府未若ヲハシケル時、相奉リテ申シケルハ、己カ出家ノ暇申テ既法師成侍リナン。其二付テ思置ノ侍ル也。才智身アマル者ハ、遂ニ不運ナルト人申テ学問ヲ物憂センスル事ノ悲シキ也。君摂祿家生レテ前途侍ヲハシマス。必学問才智ヲ極メテ。而モ人臣位ヲ極サセ給テ己レ故人發シタラン邪執ヲ破リ給ヘト申シケレハ、傍ト面ヲ守テ御涙ヲ浮給ヒケルカ、果シテ御才覺朝家比ヒ無シテ、廿四御早彼入道許可ヲ蒙リ給ト也。

(12) 誠ニ此信西入道無双ノ才者ナレハ、文談高名不レ及申。鳥羽院ノ御共ニテ或所唐人ノアリケルニ、通士無テ色々二問答シテアイシラヒケレハ、院奇シミ給テイカニシテ角ハト被

仰ケレハ、若シ唐へ御使ナト被_レ遣事モヤトテ、彼国ノ詞ヲ習テ侍也ト申シケリ。遣唐使ノ用意マテシツラン事ノイカメシサヨ。

(13) サテモ通憲入道己不運ニテ出家スル故人学問ニヨコタリナシトテ宇治殿ヲ勤メ奉所存ト宇多御門ノ雜文ニ付テ世務妨給ナト延喜帝ヲ誡ヲハシマス御心難_レ有事非スヤ。勤メ進スルト制シ給ト詞ハ替ルト云共、名ノ道ヲ思志ノ深事ハ一致ナル者也。

(14) サレハ古文真宝載タル仁宗皇帝勸学云、

朕觀_ニ無学人無_レ物堪_ニ比倫_一、若比_ニ於草木_一、草有_ニ靈芝_一、木有_ニ椿_一。若比_ニ於禽獸_一、有_ニ鸞鳳_一、獸有_ニ麟_一。若比_ニ於糞土_一、糞滋_ニ五穀_一、土養_ニ民_一。世間無_レ限物無_レ比_ニ無学人_一。

ト侍ル也。学問ヲヌキムル心其身正直ニシテ政務ニ邪シマナカラシメンカ為也トナシ。(巻一・45条)

「當時」、すなわち室町時代における「起請」のようなものが昔にもあったのかという問いに対する答えは、全部で十四段に分けることができる。省略した部分は、(2)「湯起請」の例として弟の讒言によって誅伐されそうになった武内宿祢が探湯によって無実を証明する説話、(3)允恭天皇のときに行われた探湯の話、(4)天竺において犯罪の実否を判定する四法の話、(5)告文のこと、(6)漢朝における起請の起源について、という内容である。そのうち、(2)(3)(4)は『塵袋』巻六の「探湯」の答えとほぼ同じ内容で、とくに(3)(4)は『塵袋』の説話

と同文関係にある。『塵袋』の場合、それらは「探湯トイフ事ハイカナル心ソ」という問いに対する説明として挙げられたものであるが、『壺囊鈔』も(2)く(6)までは昔の起請の例であり、問いの内容に対応していることがわかる。

さて、問題の逸脱は(7)をきっかけとして起こる。(7)ではそれまでの古代の起請の話から、「當時」(室町時代)の起請に話題が移る。それは、今の起請については「御式条」(「御成敗式目」)のものが手本となるというものであったが、この話題は「誠ニ政ヲ行道、正直為_レ先」という主張に結びつけられる。この主張は『御成敗式目』を政道のための規範とする認識に基づくものである。そして話題の中心は「政ヲ行道」へと移行する。

(8)では「政ヲ行道」を受ける形で、「理非」の決断には「知」が必要であるとし、(9)ではその例証として、日本の聖帝たちは「宏学博覧」であったがゆえに理想的な政ができたとする。そして、それらの例外となりそうな、『群書治要』で学問は事足りるとする「寛平ノ御誡メ」については、『群書治要』を読むことこそが広学への道であるとの主張にすり替える。続く(10)では、(8)(9)を受けて「学問ヲ先トスルモ政道為ナルヘシ」との結論に至るが、(11)ではそれを『続古事談』の信西入道の説話を引用しながら強調する。信西の説話は(12)(13)と続くのであるが、これらはすべて『続古事談』からの引用である。注目したいのは説話の利用のしかたである。(12)の説話の最後には「イカメシサヨ」という信西への好意的な評語がある。これは勸学を

主旨とする文脈からは当然の帰結といえようが、出典となった『続古事談』二の二十話では、この部分は「イトコチタシ」という、どちらかというと批判的な評語であった。⁽¹²⁾ 同じように『続古事談』二の十六話を要約した(13)の前半では、信西が宇治左府頼長に学問を勧めた話のみを載せているが、出典である『続古事談』にはこの後に続きがあった。龜トと周易のいづれが深遠かという論議に負けた信西が頼長に対して「今ハ御才智ステ二朝ニアマラセ給ニケリ。御学問候ベカラス。若猶セサセ給ハ、一定身ノタ、リトナルベシ」と忠告したというエピソードである。ここが『続古事談』からの抄出であり、話の後半が意図的に削除されたことは、同じ『壺囊鈔』巻二の八十八条(刊本巻三・55)の「悠紀主基」の説明の際に、この話が『続古事談』とほぼ同文の形で全文引用されることからわかる。つまり、この巻一の四十五条では勸学を説く行誉にとつて都合の良いものだけを巧みに利用した例といえる。『壺囊鈔』には既存の説話集からの説話引用が多いことが知られているが、それらは辞書的な用例のサンプルとしてそのまま引用されているのではない。あたかも唱導の場における説話のように、行誉の主張にとつて都合のいいように形や主旨が変えられているのである。

さて、最後の(14)は、「学問ヲヌキムル心其身正直ニシテ政務ニ邪シマナカラシメンカ為也トナン」という「起請」に不可欠な「正直」と政道のための学問とを半ば強引に結びつけたような最終結論だが、これは(7)の「誠二政ヲ行道。正直為先」に

呼応しているのである。(14)で正直と学問とを結びつけなければならなかったのは、(7)から(8)の間に『御成敗式目』をきっかけとした行誉自身の政道論への移行が行われたためである。(8)と(14)の説話引用を含めた逸脱に一貫して流れているのは、室町時代に於いては是非の決断には知の裏付けが必要であり、それゆえ是非を明らかにする者、すなわち政を行う者には学問が必要であるという主張であった。

この「起請」をきっかけとして政道論へと移行する逸脱からは多少強引な印象を受けるが、逸脱の強引さはすなわち伝えずにはいられないという強い衝動の為せる業であろう。ここに行誉の『壺囊鈔』編纂意図を垣間見ることができるのである。

つまり、行誉の『壺囊鈔』制作は勸学のためであったが、その姿勢は単なる「知」の供給ではなく、「知」のあり方にまで踏み込んだ思想的な啓蒙へと向かうものであり、その基本にあるのは政道のための知、すなわち帝王経世の学ともいふべきものであったといえる。

四

ところで、答えの逸脱は、問いに対する答えを考証しているうちについ起こってしまったかに見える。この場合、『壺囊鈔』の問答が依頼主からの質問に対する行誉の回答であるという前提が必要なわけだが、たしかにそれを思わせる言説は見られる。巻三

の六十九条(刊本卷五・42)「孟蘭盆ト云ハ」の答えの末尾に、

此二箇條八年中行事ノ所ニ付ルヘケレ共、名字ニ付テ別シテ御尋ノ間、此ニ註シ侍リ

とある。だが、もちろんすべての問いがそのように生まれたわけではない。

巻四の四十四条(刊本卷七・4)「ツス。チャツナント、云字ハ何ソ」は、禅宗の隆盛による言葉の乱れを嘆き、自らを「三閭大夫」(屈原)にたとえる真言僧行誉の思いがよく現れている条項であるが、その末尾に、

御尋ニ漏タル事共ヲモ、聞得ニ随ヒ、見合ニ任テ少々注シ侍リ

という言説が見られることから、行誉による問答の創作が行われたことも確かである。その際、純粹な創作ではなく、すでに問答の形を持つ先行文献がそのまま利用されることもあったようである。ところで、そのように典拠を持つ問答の答えが逸脱してゆく例が見られる。

御行行幸ノ義并幸ノ字ヲ用ル故如何。

(1) 仙院渡御ヲハ御行ト云、帝皇ノ御出ヲハ行幸ト云也。

御行元ヨリミユキ也。行幸モ又ミユキトヨム。文集ニハ幸一字ヲモミユキトヨム。行幸々ノ字ヲ用ル謂レハ大方ニハ沙汰ナキニヤ。所謂本文アリ。天子ノ行處必有幸、依之是用。御行ニハ只行ノ字ヲ用ル事、小野宮北山ナント云古日記ニ見タリトナン。然ルニ円融院ナントヨリヤウハ院中御政務ア

リテ勸賞アレハ幸ノ字ヲモ可用ニヤ。

(2) 円融院、大井河ニテ御遊アリケルニ、撰政時仲三位ヲ召テ院ノ仰ヲ傳ヘテ参議ニナサレケリ。人々ノ項ニキテ、主上ノ御前ニ非ズ、忽ニ参議ニ成ル、事不可然、今日御遊イミシカリケルニ、此事故ヘ興醒タリト申サレケル事アリ。

(3) シカアレトモ、後三條ノ御比マテハ護國ノ後、院中ニテ正シク政務アリトハ不見。白川ノ御時ヨリシテ始テ院ニテ政ヲ知セ給ヒケル。是朝儀ノ廢ル、躰、政道ノ乱ル、姿也。サレハ此比ヨリ公家廢レ武家ハ盛也。

(4) 既ニ脱履ト申上ハ、古ワラクツノ足カヤリテステマホシキヲ捨ル如クコソ思食ヘキニ、結句新主禪給ヘル國ヲ又立歸政務アルヘキ事、道理ニモ背、王者法ニモ違ヘリ。誠ニ天下次第二衰テ、朝儀皆絶タルニコソ。

(5) 平城天皇ノ御宇マテモ此国ニモアサマツリ事シ給ケリ。(中略) 嵯峨天皇ヨリ以来、此儀廢レタレトモ、猶儀式ハ行ハレケリ。五位ノ藏人二人ヲ指テ御椅子ノ傍ニ居テ、愁ヲ聞シメ群義ヲ令レ聞テ後、聞食テ成敗セサセ給。是今職事ノ始也。

(6) 凡天下ヲ持タン事、智仁勇三徳ニアリ。尤智無テハ治難。サレハ堯王重華ヲ孝門中ヨリ尋出シテモ先其智ヲ知ンカ為、娥皇女英ニ女ヲ妻トスルニ、二人共ニ嫉妬事無テ嫉ヒシケレハ、舜ノ心ユウナル事ヲ知テ位ヲ讓給。舜帝是也。誠ニ二人妻ヲ並テ而モ其心ヲ令レ喜事、極メテ難事ナルヘシ。

是智ノ深故也。

(7) 仁ト云ハ慈悲ナレハ、窮民憐テ国煩ヲ止、民愁斷ルヘシ。姫巨ノ髮ヲ洗ニ訴人來レハ、髮ヲ握テ逢、食スル時愁人レトハ、哺ヲ吐テ対面シ給シ、只人愁ヲ悲故也。哺ヲ吐ト云ハ、已口ニ入テカム物ヲ飲入事ヲ遲思テ吐出スナルヘシ。是慈悲ノ義ニ非ヤ。

(8) 勇トハイサミ也。仁義無シテ下シモ凌上乱ル時、武ヲ以是ヲ治。周武、殷紂ヲ討、漢祖秦國ヲ治シカ如シ。(中略)

(9) 若此器ニ叶ハサレハ、儉約以テ治セント見タリ。誠ニ己ノ約ニシテ民ノ費ヘラ思、国治ル源也。是仁心ナル故歟。

サレハ和漢名王皆儉約ノ心イマス。漢文帝ハ国ヲ安シ民ヲ治メン事儉約ニアルヘシトテ、万事儉ヲ好給余、上書袋縫集テ、帳乗テソヲハシケル。上書袋トハ、賢臣ノ君ヲ諫奉ル文ヲハウルハシクハ白布ニ縫含テ縫目封ヲ書テ奉ル也。文一ツヌイク、ミタル袋ナレハ、何広シト云共、二三寸ニハヨモスキシ。其ヲヌイツゞケテ内裡ノ帳乗ラレテン心ハセ、ヲホケナラン事ニヤ。(後略) (巻二・5条)

これは「御行幸ノ義并幸ノ字ヲ用ル故如何。」という問いに始まる問答であるが、この問いと答えの(1)の部分には次に挙げる『続古事談』二の第二十一話を引用したことが明らかである。

四条大納言隆季、或人ニ問云、「行幸ノ幸ノ字、コレヲモチキル、ナニノ故ゾ」。其人、エコタエザリケリ。ソバニテ梅小路中納言長方、「ソレハ本文アリ。天子行処必有幸、ト

イヘリ。故ニ幸ノ字ヲ用ルナリ。御幸ニハタタ行ノ字ヲ用ル。小野宮水心抄ナムト云、古キ日記ニハ、皆御行ト、カキタル也。タゞ世ハ末ザマニハ、上皇ノ御ユキ、ミナ勸賞アリ。サレバ幸ノ字用ルモ、議タガハザル事也」

ところで、『壺囊鈔』が『続古事談』と大きく異なるのは、『続古事談』において「世ノ末ザマ」には「上皇ノ御ユキ」にも「勸賞」があつたとする波線部の記述を、円融院をその嚆矢とするという形に変え、帝を無視して勝手に勸賞を行つた円融院の説話(2)に繋げ、(3)(4)という激しい院政批判へと展開するところである。(2)の説話は(1)と同じ『続古事談』からの引用だが、本来両者は関連のない話であつた。にもかかわらず、あまりにも自然に繋がるのは、行誉がかなり『続古事談』を読み込んでいたらしいことに加えて、(1)の説話自体が出典たる『続古事談』の段階から院政批判に向かう内容だつたことによる。すなわち、波線部「世ノ末ザマニハ」という言葉には退位したはずの上皇が天皇と同等の権威を振るうことへの批判が込められているのであり、『壺囊鈔』の円融院個人に集約させる改変はその延長線にあるのである。行誉は『続古事談』の主意を理解したうえで、周到にそれを利用したといえる。

さて、その後も答えの逸脱は続き、理想の帝王像を挙げる(5)(9)と『続古事談』を出典とする説話に繋がるが、その間には政に携わる者に必要な「智・仁・勇」の徳を説く(6)〜(8)が入り込む形で自然に配置されており、行誉の説話運用の卓拔さ

に注目したい。また、(6)の傍線部の「智」を最も重要とする
説と、その例として理想の帝王である舜の説話が引用される点は
前章での結論を裏付けるものといえる。

ところで、『壺囊鈔』が依頼人からの質問事項以外に必要と思
ったものを加えて問答形態で編集したものであるならば、行誉は
この「行幸」に関する問答を必要と判断して入れたことになる。
そして、すでに院政批判の内容を備えていた典故を巧みに利用し
て政道論に結びつけたことを考えると、行誉がそれを選んだ時点
で、政道論へと繋がる逸脱は用意されていたということになる。
このことは、『壺囊鈔』制作動機が単なる勸学ではなく、学問で
得た知識を政道にまで応用できる人物を養成するためであった可
能性を裏付けるものとはいえないだろうか。

まとめにかえて

かつて笹川祥生氏が行誉の制作態度を評して「動揺する社会に
背を向けた行為」とされたことがあった²⁾。だが、このような『壺
囊鈔』の評価は訂正されねばならない。この膨大な書物の制作に
は相当のエネルギーが必要であり、何らかの強い動機がなければ
為しえないはずである。これまで見てきたように、『壺囊鈔』は
誰かからの依頼によつて制作された童蒙書であり、そこには単な
る知的好奇心を超えた、何かを伝えようとする強い力が横溢して
いる。行誉に『壺囊鈔』制作を促したのは、不安定な社会に終止

符を打つてくれる新たな指導者を希求する心であり、そうした人
材育成のため、正しい政道に必要な知、すなわち先人の知恵に学
びかつ新しい問題にも対処できる知を供給したいという情熱のよ
うなものではなかつただろうか。

注

(1) 『国文学 解釈と教材と研究』第四二巻一〇号臨時号「編年
体古典文学一三〇〇年史(一九九七年八月)の「1441(嘉
吉元年)〜1450(宝徳2年)」(文責 小林直樹氏)。

(2) 拙稿『『壺囊鈔』の勸学性——素問を中心に——』(『論究日
本文学』六十七号 一九九七年十二月)

(3) なお、引用本文は十五冊本の正保三年の整版本(『塵添壺囊
鈔・壺囊鈔』一九六八年 臨川書店)によつているが、巻の分
け方は本来の七巻本に準じ、写本の大東急記念文庫本によつて
校合している。また、私に句読点を補っている。

(4) 拙稿(2)

(5) 近藤春雄『白氏文集と国文学 新楽府・秦中吟の研究』(一
九九〇年 明治書院) 一九九頁。

(6) 吉川本『宝物集』巻第四に、
はやくかの梵土のおもひをなして、たま〜仏法にあひた
てまつれるとき、出家遁世して、浄土をもとめ給ふべきなり。
婆羅門、酒にゑいて僧の(まねを)したりし、をはりに仏を
みたてまつる事ありき。蓮花女が、たはぶれに尼の袈裟をき

たりしゆへに〔のりを〕きく事をえたりき。

とある。(引用は岩波新古典文学大系による。)

(7) 『古文孝経』孔安国伝による。また、『明文抄』一や、『関東御式目』(永仁四年(一一九六)成立、斎藤唯浄による『御成敗式目』の注釈書)にもこの句が見られる。

(8) 室町幕府追加法には、次の禁制を載せる。『中世法制資料集』第二巻による。

禁制

一 俗人の法師なりの事

付 法師の帽にて面ヲかくま

一 博奕事

付 さいとりの事

一 鴨河堀川の魚をとる事

右條々、堅被停止訖、若有違犯之輩者、可處罪科之由、所被仰下也、仍下知如件、

正長元年十月廿三日

沙彌判

また、『建内記』嘉吉元年(一一四一)九月十五日條には、

十五日、昨日過妙莊嚴域之處、見及制札三ヶ條也、鴨河白川捕魚事 付 さいとり、俗人法師の^(原注)出立事、博奕事、右禁制之

趣載之、年號月日下中務少輔源朝臣判在之、傳聞、此制札者、侍所新補之時必有此制、近代皆如此云々、京極新補之間如

此云々、
とある。

(9) (5) 二六〇頁。

(10) (5) 二六〇頁。

(11) 『貞觀政要』卷一「政体第二」第十四章からの引用。ただし、徳川家康の命によつて慶長五年に開版され、我が国に流布した元の戈直による集論本(刊本)にはこの章はなく、唐朝から我が国に伝来し、藤原南家と菅原家とに伝承されたいわゆる真本系統の伝本(旧鈔本)にのみ見られる。

なお、『墮囊鈔』における『貞觀政要』本文の引用は、やはり政道に関わる記事である巻四の六十三條(刊本巻七、23)「人ノ我心ノ任ヲ。雅意二任ト云ハ何ナル心ソ」にも見られる。

(12) 『塵袋』の方は、「探湯トイフ事ハイカナル心ソ」という問いに対して、

ミコノユツカフトイフ事アリ。ソレテイノ事也。犯人ノトカ
アラカフ、決シテ、イツハリ、アラハス、ハカリコト也。

という答えを述べた後、例証として(2)〜(4)の説話に『万葉集』の歌に出てくる「湯小竹」に関する考証を加えたものを挙げる。ちなみに、室町時代においても「湯起請」は検断の際に嫌疑の実否を判断する手段として、しばしば行われていたようである。(可児光生「神判としての起請をめぐって」『年報中世史研究』五号 一九八〇年)

(13) 『御成敗式目』を政道の規範とする認識については、新田一郎『日本中世の社会と法』(一九九五年 東京大学出版会)第三章「中世後期の『法』認識——『式目注釈字』学序説——」に、

「武家全盛」の「善政」の時代としてしはば「延喜天曆の治」と並列して観念される義時・泰時の治世に制定された「御成敗式目」が、その「善政」の根本をなす規範として意識されたことに鑑みても、室町幕府において「御成敗式目」が「徳治」の正統性を証するための根本的な規範として位置づけられていたことは明らかといえる。

(第四節「中世後期の『法』」)
との指摘がある。

(14) 『明文抄』一に「寛平御遺誡」として、「天子雖不窮經史百家。而有何所恨乎。唯群書治要早可誦習。勿就雜文以消日月耳。」を載せるが、ここは論理の「すり替え」も含めて『神皇正統記』の「後宇多院」によるものと思われる。『壺叢鈔』の『神皇正統記』引用については稿を改めて論じたい。

(15) 『続古事談』二、第十六話。

(16) 神戸説話研究会『続古事談注解』(一九九四年 和泉書院)の、巻二第二十話の語釈および余説に寺川真知夫氏による御指摘がある。

(17) 今野達「壺叢鈔と中世説話集——付、三國伝記成立年代考への資料提起——」(『専修国文』四号 一九六八年九月)、および、小泉弘「宝物集と壺叢鈔」(『語学文学』九号 一九七一年四月)。

(18) たとえば、『壺叢鈔』巻一の三十二話「諸国地頭ト云名ハ何ナル故ソ」の問答は『続古事談』二の二十二話を典拠としてい

る。また、拙稿(2)の指摘した『東山往來』を典拠とする部分のほとんどが、問いも含めた問答そのものを引用している。(19) 『続古事談注解』によれば、ここを『壺叢鈔』と同じ「小野宮北山抄といふるき日記」などとする異本がいくつか存在する。

(20) 『続古事談注解』の巻二第二十一話の余説(木下資一氏文責)参照。ちなみに、この部分も『神皇正統記』の影響と思われる。

(21) 『塵添壺叢鈔・壺叢鈔』(一九六八年 臨川書店) 解題。

付記 小稿は、平成十年八月二十二日に南山大学にて行われた伝承文学研究会大会での口頭発表の内容に加筆訂正して成ったものである。発表時に、牧野和夫氏、山下哲郎氏、他に橋本章彦氏・川崎剛志氏に貴重な御意見・御教示を賜った。ここに記して感謝申し上げます。

(ごすけがわ・がんだ 本学大学院博士課程)